



24建企第 61 号
平成24年4月24日

(社) 長崎県建設業協会 様

長崎県土木部長



長崎県建設工事暴力団対策要綱（別表1）の一部改正について

標記について、下記のとおり改正し、平成24年4月25日から施行することとしたのでお知らせします。

つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

1. 改正の要旨

「長崎県暴力団排除条例」（平成23年12月27日付け長崎県条例第47号）が平成24年4月1日より施行されたことに伴い、長崎県建設工事暴力団対策要綱（別表1）措置要件6を変更する。

2. 改正箇所

別紙 新旧対照表のとおり